軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例・施行規則・要綱対照表(令和6年4月1日一部改正)

施行規則 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正(平成24 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年 長野県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する要綱(25 健長介第 長野県条例第58号) 長野県規則第28号) 150 号) 目次 目次 第1章 総則(第1条) 第1章 総則(第1) 第2章 設備及び運営に関する基準(第2条-第34条) 第2章 一般的事項(第2一第9) 第3章 設備に関する事項(第10) 第3章 雑則(第35条) 附則 第4章 職員に関する事項(第11) 第5章 運営に関する基準 (第12・第13) 第6章 サービスの提供に関する事項(第14—第33) 第7章 雑則 (第34) 第8章 経過的軽費老人ホーム (第35) 第9章 軽費老人ホームA型(第36—第40) 附則 第1章 総則 第1章 総則 (趣旨) (趣旨) (目的) 第1条 この規則は、軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条 第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第1項の 第1 この要綱は、「軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条 規定により、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20 例(平成24年10月11日長野県条例第58号。以下「条例」という。) 例」(平成24年長野県条例第58号。以下「条例」という。)及び「軽費 条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)の設備及び運営に の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則」(平成25年 関する基準について定めるものとする。 長野県規則第28号。以下「規則」という。)の施行に関し、条例及び規 則に定める軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の趣旨及びそ の運用について、必要な事項を定めるものとする。 第2章 設備及び運営に関する基準 第2章 一般的事項 (基本方針) (基本方針) 第2条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等に 第2 条例第2条は、軽費老人ホームが入所者の福祉を図るために必要 より自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者 な方針について総括的に規定したものである。 であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、その 者に対し、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便 宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、その者 が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すもの でなければならない。 2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立 場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。 3 軽費老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行 い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサー ビスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目 的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを 提供する者との密接な連携に努めなければならない。 4 軽費老人ホームは、入所者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他 の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対 し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。

(構造設備等の一般原則)

- 第3条 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の 入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたもの でなければならない。
- 2 軽費老人ホームの設備の内装等には、木材を使用するよう努めなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、入所者の外出の機会及び地域住民との交流の機会 が確保される場所とするよう努めなければならない。

(設備の専用)

第4条 軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供する ものでなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障が ない場合には、この限りでない。

(職員の資格要件)

- 第5条 軽費老人ホームの長(第11条及び第22条において「施設長」という。)は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは 社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有 すると認められる者でなければならない。
- 2 軽費老人ホームの生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいず れかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者 でなければならない。

(職員の専従)

第6条 軽費老人ホームの職員は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事 する者でなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障 がない場合には、この限りでない。 (構造設備の一般原則)

- 第3 条例第3条に定める軽費老人ホームの構造設備の一般原則については、次のとおりとする。
- (1) 同条第1項は、軽費老人ホームの構造設備の一般原則について定めたものであり、軽費老人ホームの配置、構造設備が条例及び規則に定める基準及び建築基準法(昭和25年法律第201号)等の関係諸規定に従うとともに日照、採光、換気等について十分考慮されたものとし、もって入所者の保健衛生及び防災の万全を期すべきことを趣旨とするものである。
- (2) 同条第2項に定める設備の内装等の木材は、できるだけ県産材の利用に努めること。
- (3) 同条第3項は、軽費老人ホームの立地について定めたものであり、入所者の外出の機会や地域との交流を図ることによる社会との結びつきの確保を求めたものである。開設時においては、都市計画法(昭和43年法律第100号)その他の法令の規定により一律に判断するのではなく、施設を開設しようとする場所の現地調査等により、周辺の環境を踏まえ、地域の実情に応じて適切に判断すべきものである。

(設備の専用)

第4 条例第4条は、軽費老人ホームに設け又は備えられる設備が必要に応じ、直ちに使用できる状態になければならないため、原則として、これらを当該軽費老人ホームの専用とすべきこととしたものであるが、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該軽費老人ホームの効果的な運営と入所者に対する適切なサービスの提供が確保される場合には、入所者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備は、その一部についてただし書を適用して差し支えないこととしたものである。

(職員の資格要件)

第5 条例第5条第1項及び第2項は、施設長及び生活相談員について、その有すべき資格を定めたものであるが、このうち「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に、施設長にあっては軽費老人ホームを適切に管理運営する能力を有すると認められる者、生活相談員にあっては、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者をいう。

なお、介護職員、調理員等については、資格の定めはないが、これ ら職員についてもそれぞれの職務を遂行する熱意と能力を有する者を もって充てるものとする。

(職員の専従)

第6 条例第6条は、入所者へのサービスの提供に万全を期すため、軽費老人ホームの職員は当該施設の職務に専念すべきこととしたものであり、職員の他の職業との兼業を禁止する趣旨のものではなく、また当該軽費老人ホームを運営する法人内の他の職務であっても、同時並行的に行われるものではない職務であれば、各々の職務に従事すべき時間帯が明確に区分された上で兼務することは差し支えない。したがって、軽費老人ホームは、職員の採用及び事務分掌を決定するに当た

第	7条 関す う。) (1)	営規程) 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に る規程(第12条第1項及び第28条第1項において「運営規程」とい を定めておかなければならない。 施設の目的及び運営の方針 職員の職種、員数及び職務の内容
	(3)	入所定員
	(4)	入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
	(5)	施設の利用に当たっての留意事項
	(6)	非常災害対策
	(7)	虐待の防止のための措置に関する事項
	(8)	その他施設の運営に関する重要事項

第8条 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設

備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓

練その他必要な訓練を行うなど職員が非常災害に対応できるための必

2 軽費老人ホームは、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な

(非常災害対策)

要な措置を講じなければならない。

っては、この点に留意するものとする。

なお、同条ただし書の規定は、直接入所者へのサービスの提供に当たる生活相談員及び介護職員については、適用すべきではなく、また、その他の職員についても同一敷地内に設置されている他の社会福祉施設等に兼ねて勤務する場合等であって、兼務によっても入所者へのサービスの提供に支障をきたさない場合に限り適用されるものとする。

(運営規程)

- 第7 条例第7条は、軽費老人ホームの事業の適正な運営及び入所者に対する適切なサービスの提供を確保するため、同条第1号から第8号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。
- (1) 職員の職種、員数及び職務の内容

職員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、規則第3条において置くべきとされている数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。

- (2) 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- ① 入所者に提供するサービスの内容については、日常生活を送る上での1日当たりの日課やレクリエーション及び年間行事等を含めた提供するサービスの内容を指すものであること。
- ② 費用の額については、生活費や居住に要する費用のほか、日常生活等を送る上で、入所者から徴収する費用の額を規定するものであること。
- (3) 施設の利用にあたっての留意事項 入所者が軽費老人ホームを利用する際の、入所生活上のルール、 設備の利用上の留意事項等の入所者側が留意すべき事項を指すもの であること。
- (4) 非常災害対策

非常災害対策に関する規程とは、条例第8条第1項に定める非常 災害に関する具体的計画を指すものであること。

(5) 虐待の防止のための措置に関する事項

第33の虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、職員への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案(以下「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。

(6) その他施設の運営に関する重要事項

当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。

(非常災害対策)

- 第8 条例第8条に定める非常災害対策については、次のとおりとする。
- (1) 同条は、軽費老人ホームは、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならないこととしたものである。

	って、地域住民の	参加が得られるよう連携に努	めなけ
ればならない。			
(記録の整備)			
第9条 軽費老人ホ	ームは、その設備	、職員及び会計に関する記録	を整備
しておかなければ			

- (2) 同条に定める「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法(昭和23年法律第186号)第17条の規定に基づく消防用設備等(同法第17条の2第1項又は第17条の3第1項の規定が適用される軽費老人ホームにあっては、それぞれの技術上の基準に基づく消防用設備等)及び地震、風水害その他の非常災害に際して必要な設備をいう。
- (3) 同条に定める「非常災害に対する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画も含む。)及び地震、風水害その他の災害に対処するための計画をいう。

なお、この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている軽費老人ホームにあっては、その者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている軽費老人ホームにおいても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画の策定等の業務を行わせること。

また、軽費老人ホームにおける火災の防止等については、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」(昭和62年9月18日社施第107号厚生省社会・児童家庭局長連名通知)等に留意するものとする。

- (4) (3)の「非常災害に関する具体的計画」を定めるにあたっては、施設の立地条件に応じて災害の種類(火災、地震、風水害、土砂災害等)や時間帯(昼間、夜間)等の様々な状況を想定して策定しなければならない。
- (5) 「関係機関への通報及び連絡体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制づくりを求めることとしたものである。
- (6) 条例第8条第2項は、軽費老人ホームが前項に規定する避難訓練、救出訓練その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。

(記録の整備)

- 第9 条例第9条に定める軽費老人ホームの記録の整備については、次 の点に留意するものとする。
- (1) 同条第1項は、軽費老人ホームの日々の運営及び財産並びに入所者に提供するサービスの状況等に関する一切の事実を正確に記録し、常に当該軽費老人ホームの実情を的確に把握するため、少なくとも次に掲げる記録を備えなければならないこととしたものである。
- ① 運営に関する記録
 - a 事業日誌
- b 沿革に関する記録
- c 職員の勤務状況、給与等に関する記録

- 2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲 げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号から第5号までに 掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。
- (1) 入所者に提供するサービスに関する計画
- (2) その提供したサービスの具体的な内容等の記録
- (3) 第17条第4項<u>の規定による</u>身体拘束等の態様及び時間、その際の入 所者の心身の状況並びにその理由の記録
- (4) 第31条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (5) 第33条第3項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(設備)

第10条 軽費老人ホームの建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。)でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす軽費老人ホームの建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災時における入所者の安全性が確保されているものと認めたときは、この限りでない。

(設備)

- 第2条 条例第10条第1項ただし書の規定で定める要件は、次の各号の いずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。
 - (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難

- d 条例、定款及び施設運営に必要な諸規程
- e 重要な会議に関する記録
- f 月間及び年間の事業計画及び事業実施状況表
- g 関係官署に対する報告書等の文書綴
- ② 入所者に関する記録
 - a 入所者名簿
 - b 入所者台帳(入所者の生活歴、サービスの提供に関する事項 その他必要な事項を記録したもの)
 - c 入所者に提供するサービスに関する計画
 - d サービスの提供に関する記録
 - e 献立その他食事に関する記録
 - f 入所者の健康管理に関する記録
 - g 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に行った身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - h サービスの提供に関する入所者及びその家族からの苦情の内 容等の記録
 - i 入所者へのサービスの提供により事故が発生した場合の状況 及び事故に際して採った処置についての記録
- ③ 会計経理に関する記録
 - a 収支予算及び収支決算に関する書類
 - b 金銭の出納に関する記録
 - c 債権債務に関する記録
 - d 物品受払に関する記録
 - e 収入支出に関する記録
 - f 資産に関する記録
 - g 証拠書類綴
- (2) 同条第2項に定める記録の整備のうち、「その完結の日から2年間(第3号から第5号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない」と規定されているが、「その完結の日」とは 個々の入所者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、入所者の死亡、入所者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。

第3章 設備に関する事項

(設備)

- 第10 条例第10条に定める軽費老人ホームの設備の基準については、次のとおりとする。
 - (1) 軽費老人ホームの建物のうち、居室、談話室、食堂等入所者が日常継続的に使用する設備を有するものについては、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する 準耐火建築物としなければならないものとする。

なお、入所者が日常継続的に使用することのない設備のみ有する 建物であって、居室、談話室等のある主たる建物から防災上支障が ないよう相当の距離を隔てて設けられているものについては、必ず 路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練 を頻繁に実施すること、配置人員を増員することなどにより火災の 際の円滑な避難が可能なものであること。

- 2 軽費老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。
- (1) 居室
- (2) 談話室、娯楽室又は集会室
- (3) 食堂
- (4) 浴室
- (5) 洗面所
- (6) 便所
- (7) 調理室
- (8) 面談室
- (9) 洗濯室又は洗濯場
- (10) 宿直室
- (11) 事務室その他運営上必要な設備
- 3 前項各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームには、共同生活室(入 所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することが可能な 部屋をいう。)を設けることができる。
- 4 前2項に規定する設備の基準は、規則で定める。

- 2 条例第10条第4項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲 げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。
- (1) 居室 次に定める基準
- ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- イ地階に設けてはならないこと。
- ウ 一の居室の床面積は、21.6 平方メートル(エに規定する設備に 係る部分の面積を除いた面積は、14.85 平方メートル)以上とす ること。ただし、アただし書に規定する場合にあっては、31.9 平 方メートル以上とすること。
- エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。
- オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けるこ
- (2) 浴室 老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴することができるようにするための

- しも耐火建築物又は準耐火建築物としなくてもよいものとする。
- (2) 条例第10条第1項ただし書に定める「火災時における入所者の安全性が確保されている」とは、次の点を考慮して判断するものとする。
- ① 規則第2条第1項各号の要件のうち、満たしていないものについても、一定の配慮措置が講じられていること。
- ② 入所者の身体的、精神的特性に鑑みた日常における又は火災時の火災に係る安全性が確保されていること。
- ③ 施設長及び防火管理者が、当該軽費老人ホームの建物の燃焼性 に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するととも に、職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関する指導 監督、防災意識の高揚に努めていること。
- ④ 定期的に行うこととされている避難等の訓練が、当該軽費老人ホームの建物の燃焼性を十分に勘案して行われていること。
- (3) 軽費老人ホームの設備は、当該軽費老人ホームの運営上及び入所者へのサービスの提供上当然設けなければならないものであるが、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該施設の設備を利用することにより軽費老人ホームの効果的な運営が図られ、かつ、入所者へのサービスの提供に支障がない場合には、入所者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備について、その一部を設けないことができるものとする。

なお、軽費老人ホームが利用する他の施設の当該設備については、本基準に適合するものでなければならないものである。

- (4) 談話室、食堂、浴室等面積又は数の定めのない設備については、 それぞれの設備のもつ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を 確保するよう配慮するものとする。
- (5) 調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を 清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けることとす る。

(職員)

- 第11条 軽費老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。 ただし、入所定員が40人以下であり、又は他の社会福祉施設等の栄養士 との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費 老人ホームであって、入所者に提供するサービスに支障がないものにつ いては栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームについては 調理員を置かないことができる。
- (1) 施設長
- (2) 生活相談員
- (3) 介護職員
- (4) 栄養士
- (5) 事務員
- (6) 調理員その他の職員
- 2 前項各号に掲げる職員の員数の基準及びその特例は、規則で定める。

設備を設けること。

- (3) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- 3 前項第1号の規定にかかわらず、10程度の数の居室及び当該居室に 近接して設けられる共同生活室(当該居室の入所者が談話室、娯楽室 又は集会室及び食堂として使用することが可能な部屋をいう。以下こ の項において同じ。)により構成される区画における設備の基準は、次 の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。
- (1) 居室 次に定める基準
- ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- イ地階に設けてはならないこと。
- ウ 一の居室の床面積は、15.63 平方メートル(エの設備に係る部分の面積を除いた面積は、13.2 平方メートル)以上とすること。 ただし、アただし書に規定する場合にあっては、23.45 平方メートル以上とすること。
- エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。ただし、共同生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける場合にあっては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。
- オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (2) 共同生活室 次に定める基準
- ア 同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場 所としてふさわしい形状を有すること。
- イ 必要な設備及び備品を備えること。
- 4 前2項に定めるもののほか、軽費老人ホームの設備の基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 施設内に一斉に放送できる設備を設置すること。
- (2) 居室が2階以上の階にある場合にあっては、エレベーターを設けること

第4章 職員に関する事項

(職員)

- 第11 条例第11条に定める軽費老人ホームの職員数については、次のとおりとする。
- (1) 職員については、適切な軽費老人ホームの運営が確保されるよう、規則第3条に定めるところにより、それぞれ必要な職員数を確保することとする。
- (2) 条例第11条第1項に定める「他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームであって、入所者に提供するサービスに支障がない」場合とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員(健康増進法(平成14年法律第103号)第19条に規定する栄養指導員をいう。)との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合をいう。
- (3) 用語の定義 次の用語の意味は、それぞれ次のとおりである。

(職員)

第3条 条例第11条第2項の規定により定める職員の員数の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 施設長 1
- (2) 生活相談員 1 (入所者の数が 120 を超える場合にあっては、1 に、入所者の数が 120 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数)以上
- (3) 介護職員 次に定める基準
- ア 一般入所者(入所者であって、指定特定施設入居者生活介護 (介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備 及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第51号)第 177条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。)、 指定介護予防特定施設入居者生活介護(介護保険法に基づく指定 介護予防サービス等の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防 サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に 関する条例(平成24年長野県条例第52号)第157条第1項に規 定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。)又は指定地 域密着型特定施設入居者生活介護(指定地域密着型サービスの事 業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第 34号)第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者 生活介護をいう。)の提供を受けていない者をいう。以下同じ。) の数が30以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1 以上
- イ 一般入所者の数が 30 を超えて 80 以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2以上
- ウ 一般入所者の数が 80 を超える軽費老人ホームにあっては、常勤 換算方法で、2に実情に応じた適当数を加えて得た数
- (4) 栄養士 1以上
- (5) 事務員 1以上
- (6) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当数

① 常勤換算方法

当該軽費老人ホームの職員の勤務延時間数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該軽費老人ホームの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいうものである。

ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮等の措置(以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の職員が勤務すべき時間数を満たすものとし、1として取り扱うことを可能とする。

② 勤務延時間数

勤務表上、当該軽費老人ホームの職務に従事する時間として明確に位置付けられている時間の合計数とする。

なお、職員1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき 勤務時間数を上限とする。

③ 常勤

当該軽費老人ホームにおける勤務時間が、当該軽費老人ホーム において定められている常勤の職員が勤務すべき時間数(1週間 に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とす る。)に達していることをいうものである。ただし、母性健康管 理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の 措置が講じられている者については、入所者の処遇に支障がない 体制が施設として整っている場合は、例外的に常勤の職員が勤務 すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。当該 施設に併設される他の事業所(同一敷地内に所在する又は道路を 隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合 は、その他の事業所を含む。) の職務であって、当該施設の職務 と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものに ついては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の職員が勤務す べき時間数に達していれば常勤の要件を満たすものであることと する。例えば、軽費老人ホームに特別養護老人ホームが併設され ている場合、軽費老人ホームの施設長と特別養護老人ホームの施 設長を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間数に 達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、職員が労働基準法(昭和22 年法律第49 号)第65 条に規定する休業(以下「産前産後休業」という。)、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業(以下「育児休業」という。)、同条第2号に規定する介護休業(以下「介護休業」という。)、同法第23 条第2項の育児休業に関する制度に準ずる

- 2 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。
- 3 第1項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の 総数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除 することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 4 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。 ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業 所、施設等の職務に従事することができる。
- 5 生活相談員を置く場合にあっては、生活相談員のうち1人以上は、 常勤の者でなければならない。
- 6 第1項第2号の規定にかかわらず、指定特定施設入居者生活介護、 指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入 居者生活介護を行う軽費老人ホームにあっては、入所者に提供するサ ービスに支障がないときは、生活相談員のうち1人を置かないことが できる。
- 7 介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 8 第1項第3号の規定にかかわらず、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、介護職員のうち1人を置かないことができる。
- 9 第6項及び前項の規定により生活相談員及び介護職員を置くことを 要しない場合であっても、それらのいずれか1人は、置かなければな らない。
- 10 栄養士及び事務員のうちそれぞれ1人は、常勤でなければならない。
- 11 入所定員が60人以下の軽費老人ホーム又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、事務員を置かないことができる。
- 12 第1項第6号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム (当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護 老人保健施設(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に 規定する介護老人保健施設をいう。)若しくは介護医療院(同条第29 項に規定する介護医療院をいう。)又は診療所であって当該施設に対す る支援機能を有するもの(以下この項において「本体施設」という。) との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入 所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。以下この項において同 じ。)については、その本体施設が次の各号に掲げる施設である場合に おいて、当該本体施設の当該各号に定める職員により当該サテライト 型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われている と認められるときは、調理員その他の職員を置かないことができる。

措置又は同法第24 条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業(以下「育児休業に準ずる休業」という。)を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の職員の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

- ④ 前年度の平均値
- ア 規則第3条第2項における「前年度の平均値」は、当該年度 の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる 年度とする。以下同じ。)の入所者延数を当該前年度の日数で 除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第2位以 下を切り上げるものとする。
- イ 新設(事業の再開の場合を含む。以下同じ。)又は定員増に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の入所者数は、新設又は定員増の時点から6月未満の間は、便宜上、定員数の90%を入所者数とし、新設又は定員増の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における入所者延数を6月間の日数で除して得た数とし、新設又は定員増の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における入所者延数を1年間の日数で除して得た数とする。
- ウ 定員減の場合には、定員減少後の実績が3月以上あるとき は、定員減少後の入所者延数を延日数で除して得た数とする。
- (4) 同条第1項第3号ウの介護職員は、常勤換算方法で、2に加えて、「実情に応じた適当数」として、常勤換算方法で、1以上の介護職員を置くことが必要である。
- (5) 同条第4項の施設長は常勤であり、かつ、原則として専ら当該軽費老人ホームの管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。
 - ・ 当該軽費老人ホームの従業者としての職務に従事する場合
 - ・ 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の施設長 又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の施設長又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該軽費老人ホームの入所者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の施設長又は従事者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合(施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。)、事故発生時等の緊急時において施設長自身が速やかに当該軽費老人ホームに駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。)
- (6) 同条第8項の取扱いに当たっては、あらかじめ、介護職員のうち 1名を置かないこととすることに伴う職員配置状況やサービスの内 容等について十分に説明を行い、全ての入所者から同意を得ること が必要である。

- (1) 介護老人保健施設又は介護医療院 調理員又はその他の従業者
- (2) 診療所 その他の従業者
- 13 軽費老人ホームは、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に 宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせなけれ ばならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備 されていることなどにより、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が 整備されている場合は、この限りでない。

(重要事項の説明等)

第12条 軽費老人ホームは、規則で定めるところにより、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

(重要事項の説明)

- 第4条 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、条例第12条第1項の重要事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該重要事項を記載した文書を交付したものとみなす。
- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものア 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第 12 条第 1 項の重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- (2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他</u> 人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録で あって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第

なお、同意については、入所者及び軽費老人ホーム双方の保護の 立場から書面によって確認することが望ましい。

また、介護職員のうち1名を置かないこととした後に入所する者については、入所契約に当たり、あらかじめ、当該サービスの内容、職員配置状況について十分に説明を行い、同意を得ることが必要である。

- (7) 同条第12項におけるサテライト型軽費老人ホームは、本体施設との密接な連携が図られるものであることを前提として人員規準の緩和を認めており、本体施設の職員によりサテライト型軽費老人ホームの入所者に対するサービスの提供等が適切に行われることを要件として、調理員その他の職員をサテライト型軽費老人ホームに置かないことができるものである。
- (8) 同条第13項の取扱いに当たっては、「社会福祉施設における防火 安全対策の強化について」(昭和62年9月18日社施第107号厚生省 社会・児童家庭局長連名通知)及び「社会福祉施設における宿直 勤務の取扱いについて」(昭和49年8月20日社施第160号社会局施 設課長、児童家庭局企画課長連名通知)により適切に行うことと する。)
- (9) 規則第3条の規定により置くべき職員数は、「軽費老人ホーム設置運営要綱」(昭和47年4月6日制定、以下「運営要綱」という。)に掲げるとおりとなるので、参考とするものとする。

第5章 運営に関する基準

(重要事項の説明等)

- 第12 条例第12条に定める軽費老人ホームの入所申込者等に対する説明等については、次のとおりとする。
- (1) 同条第1項は、軽費老人ホームは、入所者に対し適切なサービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、当該軽費老人ホームの運営規程の概要、職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の入所申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該施設からサービスの提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。

なお、同意については、入所者及び軽費老人ホーム双方の保護の 立場から書面によって確認することが望ましい。 2 前項の場合において、軽費老人ホームは、入所者の権利を不当に狭め

るような契約解除の条件を定めてはならない。

(対象者)

第13条 軽費老人ホームの入所者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不 安があると認められる者であって、その家族による援助を受けること が困難なもの
- (2) 60歳以上の者。ただし、その者の配偶者又は3親等内の親族その他 特別な事情によりその者と共に入所させることが必要と認められる 者 については、この限りでない。

(入退所)

第14条 軽費老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活の状況及び家庭の状況等の把握に努めなければならない。

- 11条第1項において同じ。) に係る記録媒体をいう。) をもって調製するファイルに条例第12条第1項の重要事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項に規定する方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 3 第1項の電子情報処理組織とは、軽費老人ホームの使用に係る電子 計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通 信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 4 軽費老人ホームは、第1項の規定により条例第12条第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法における次に掲げる事項を示し、文書又は電磁的方法によりこれらの者の承諾を得なければならない。
- (1) 第1項各号に掲げる方法のうち当該軽費老人ホームが使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 軽費老人ホームは、前項の規定による承諾をした入所申込者又はその家族から条例第12条第1項の重要事項の提供を電磁的方法により受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、当該重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(2) 同条第2項は、契約書に定める軽費老人ホーム設置者の契約解除の条件は、信頼関係を著しく害する場合に限るなど入所者の権利を不当に狭めるものとなっていないこと。また、入所者、軽費老人ホーム設置者双方の契約解除条項を契約書上定めておくことを規定したものである。

(対象者)

- 第13 条例第13条に定める軽費老人ホームの対象者については、次のとおりとする。
- (1) 入所者は、自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、 又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であっ て、家族による援助を受けることが困難なものとする。
- (2) 同条第2号に定める「3親等内の親族」とは、3親等内の血族及び3親等内の姻族をいう。

第6章 サービスの提供に関する事項

(入退所)

- 第14 条例第14条に定める軽費老人ホームの入退所については、次のとおりとする。
- (1) 同条第1項は、軽費老人ホームに入所しようとする者に対し、日常生活の自立を図るとともに安心して生き生きと明るく生活を送るためにどのような支援が必要であるかについて判断するため、その者の心身の状況や家族等の状況、生活歴等、必要な事項について把握し、当該施設において提供することができるサービスにより生活を継続することが可能な状態かどうかを明らかにすることが重要であるとしたものである。

2 軽費老人ホームは、入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。第23条において同じ。)又は施設サービス計画(同法第8条第26項に規定する施設サービス計画をいう。)の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業(同条第24項に規定する居宅介護支援事業をいう。第23条において同じ。)を行う者又は介護保険施設(同法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)に対する情報の提供に努めるほか、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第15条 軽費老人ホームは、その提供したサービスの具体的な内容等を記録しなければならない。

(利用料の受領)

第16条 軽費老人ホームは、規則で定めるところにより、入所者から利用 料の支払を受けることができる。 (利用料の受領)

- 第5条 条例第16条第1項の規定により軽費老人ホームが受けることが できる利用料の支払は、次に掲げる費用に係るものとする。
- (1) サービスの提供に要する費用(入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定める額に限る。)

(2) 生活費(食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。)

(2) 同条第2項に定める「入所中に提供することができるサービスの内容等」は、当該施設において提供されるサービス(特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護も含む。以下同じ。)の指定を受けている場合にはこれを含む。)の他、当該施設に入所しながら受けることができる訪問介護等の居宅サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス等の各種サービスを含むものをいう。

同項は、入所者が入所しながら受けることができる各種サービスを総合的に判断したうえで、日常生活を営むことが困難であると認められる状態となった場合には、本人又は家族との話し合いの場を設けること等により、施設において提供できるサービスとその者の状態に関する説明を行うとともに、その者の状態に適合するサービスにつなげるための情報提供等の必要な援助に努めることを規定したものである。

なお、この話し合いに当たっては、その者及びその家族の希望を 十分に勘案しなければならず、安易に施設側の理由により退所を促 すことのないよう留意するものとする。

(3) 同条第3項は、退所することとなった入所者の退所を円滑に行うとともに、退所先においてその者の心身の状況等に応じた適切なサービスを受けることができるよう、主として生活相談員が中心となって、主治の医師をはじめとする保健医療サービスや福祉サービスを提供する者等と十分に連携を図り、継続的な支援を行う体制づくりを行うよう努めるべきことを規定したものである。

(サービスの提供の記録)

第15 条例第15条は、サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、入所者の心身の状況その他必要な事項を記録しなければならないこととしたものである。

なお、条例第9条第2項に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならないものとする。

(利用料の受領)

- 第16 条例第16条に定める軽費老人ホームの利用料等の受領については、次のとおりとする。
- (1) 入所者1人1か月当たりの基本利用料は、規則第5条第1項第1 号に定める「サービスの提供に要する費用」、同項第2号に定める 「生活費」及び同項第4号に定める「前2号に掲げるもののほか、 居住に要する費用」の合算額以下とするものとする。
- (2) 同項第1号に定める「サービスの提供に要する費用」について は、入所者が負担すべき額として、運営要綱に定める額を上限とす るものとする。

なお、設定に当たっては、地域の実情その他の事情を総合的に勘 案するよう努めること。

(3) 同項第2号に定める「生活費」とは、食材料費及び共用部分に係る光熱水費のほか、共用部分に係る維持管理に要する費用等、当該施設において通常予測される生活需要のうち、入所者個人の専用で

		(3)	居室に係る光熱水費

- (4) 前2号に掲げるもののほか、居住に要する費用
- (5) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (6) 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される 便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 第1項第2号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して知事が定める額を上限額とする。

2 軽費老人ホームは、規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、規則で定めるところにより、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用の額を記載した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。 3 条例第 16 条第 2 項の入所者の同意は、あらかじめ得なければならなれる。 い。

ないものに係る費用をいうものであり、同条第2項の規定により算 定される額を上限とするものとする。

- (4) 同項第4号に定める「居住に要する費用」の設定に当たっては、施設の建築年次における施設整備費補助をはじめ、その他の公的補助の状況及び入所者数、その他の事情を勘案し、適切に行うよう努めるものとし、入所者の所得の低い場合や夫婦で利用する場合等入所者の実態に応じ、一定の範囲内で減額しても差し支えないものとする。
- (5) 同項第5号に定める「入所者が選定する特別なサービスの提供を 行ったことに伴い必要となる費用」とは、軽費老人ホームとして行 うサービス以外の一時的疾病時における深夜介護に要する費用(特 定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームを除 く。)及びクラブ活動費等入所者個人に負担を求めることが適当と 認められる趣味・娯楽等に要する費用をいうものであり、次のよう な費用は含まないものとする。
- ① 「共益費」などのあいまいな名目の費用
- ② 同条第1項第1号から第4号に該当する費用
- ③ 新規入所の際に、敷金、礼金、保証金等の名目で徴収する費用 (退去時における居室の原状回復費用及び利用料が滞納された場 合の保証金として、同項第1号、第2号及び第4号に係る費用を 合算した徴収額の3か月分(概ね30万円を超えない部分に限 る。)の範囲で徴収する費用を除く。)
- (6) (5)の③に定める保証金は、退去時に居室の原状回復費用を除き 全額返還することとする。

なお、原状回復の費用負担については、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」(平成10年3月建設省住宅局・財不動産適正取引推進機構)を参考にするものとする。

(7) 条例第16条第2項は、軽費老人ホームは、規則第5条第1項の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対して、その額等を記載した書類を交付して、説明を行い、入所者の同意を得なければならないこととしたものである。

(サービス提供の方針)

- 第17 条例第17条に定める軽費老人ホームのサービスの提供の方針については、次の点に留意するものとする。
- (1) 同条は、軽費老人ホームが、入所者の自立した日常生活に資する 支援を行い、明るく生きがいのある生活を提供するための施設であ ることを十分に踏まえ、サービスの提供に当たらなければならない ことを規定したものである。
- (2) 同条第3項及び第4項は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。

また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び

(サービス提供の方針)

- 第17条 軽費老人ホームは、入所者に対し、その者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況及び希望に応じたサービスの提供を行うとともに、その者が生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。
- 2 軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該入所者に対し、身体の拘束その他の行動を制限する行為(次項及び第5項において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。
- 4 軽費老人ホームは、入所者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由を記録しなけ

ればならない。 5 軽費老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる 措置を講じなければならない。 (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回 以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員 に周知徹底を図ること。

(身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会におけるテレビ 電話装置等の活用)

第6条 条例第17条第5項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置 その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用し て開催することができるものとする。 一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの 要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な 内容について記録しておくことが必要である。

なお、条例第9条第2項の規定に基づき、当該記録は5年間保存 しなければならないものとする。

- (3) 同条第5項第1号の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」(以下「身体拘束等適正化検討委員会」という。)とは、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種(例えば、施設長、事務長、介護職員、生活相談員)により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。なお、同一施設内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。
 - (※) 身体拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者

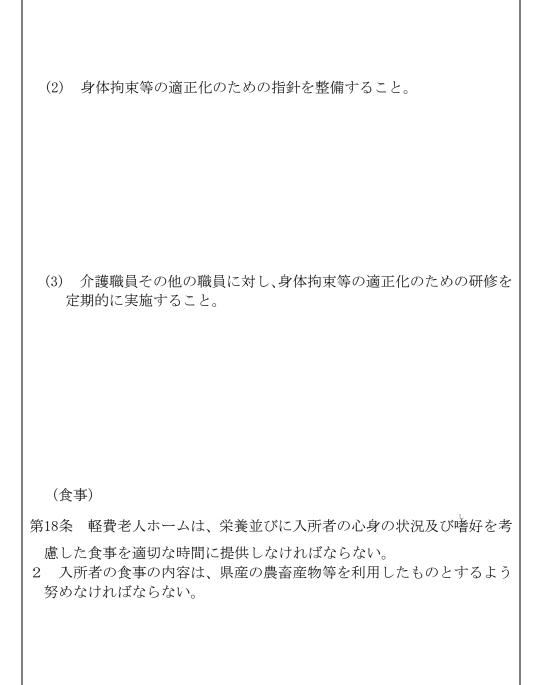
なお、<u>身体拘束等適正化検討委員会</u>は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。<u>身体拘束等適正化検討委員会</u>の責任者はケア全般の責任であることが望ましい。

また、<u>身体拘束等適正化検討委員会</u>には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。

なお、<u>身体拘束等適正化検討委員会</u>は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。)を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

軽費老人ホームが、報告、 改善のための方策を定め、周知徹底 する目的は、身体拘束等の適正化について、施設全体で情報共有 し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲 罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。 具体的には、次のようなことを想定している。

- ① 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。
- ② 介護職員その他の職員は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体拘束等について報告すること。
- ③ 身体拘束等適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。



- ④ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析 し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適 正性と適正化策を検討すること。
- ⑤ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。
- ⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。
- (4) 同条第5項第2号の「身体拘束等の適正化のための指針」には、 次のような項目を盛り込むこととする。
- ① 施設における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ② 身体拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ③ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ④ 施設内で発生した身体拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- ⑤ 身体拘束等の発生時の対応に関する基本方針
- ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針
- (5) 同条第5項第3号の介護職員その他の職員に対する身体拘束等の 適正化のための研修の内容としては、身体拘束等の適正化の基礎的 内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該軽費老人ホームにおける指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該軽費老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研 修の実施は、施設内での研修で差し支えない。

(食事)

- 第18 条例第18条に定める軽費老人ホームの食事については、次の点に留意して行うものとする。
- (1) 食事の提供

入所者の心身の状況、嗜好に応じて、適切な栄養量、内容及び時間に提供すること。

また、一時的な疾病等により、食堂において食事をすることが困難な入所者に対しては、居室において食事を提供するなど、必要な配慮を行わなければならないこと。

(2) 調理

調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その 実施状況を明らかにしておくこと。また、病弱者に対する献立につ いては、必要に応じ、協力医療機関等の医師の指導を受けること。

(3) 食事の提供に関する業務の委託

食事の提供に関する業務は、軽費老人ホーム自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の施設長が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することができること。

(4) 居室関係部門と食事関係部門との連携

(相談等)

- 第19条 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている 環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適 切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならな い。
- 2 軽費老人ホームは、要介護認定(介護保険法第19条第1項に規定する 要介護認定をいう。)の申請その他の入所者が日常生活を営むのに必要 な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが 困難である場合には、これらの者の意思を踏まえて速やかに必要な支援 を行わなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、その 者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 軽費老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。
- 5 軽費老人ホームは、2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供するなどの適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならない。
- 6 軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、適宜その者のための レクリエーション行事を実施するよう努めなければならない。

(居宅サービス等の利用)

第20条 軽費老人ホームは、入所者が要介護状態等(介護保険法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。)となった場合には、その心身の状況、その置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等(同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。第23条において同じ。)を受けるこ

食事提供については、入所者の嚥下やそしゃくの状況、食欲など の心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、居 室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要 であること。

(5) 栄養食事相談

入所者に対しては、適切な栄養食事相談を行う必要があること。

(相談等)

- 第19 条例第19条に定める軽費老人ホームの生活相談等については、次のとおりとする。
- (1) 同条第1項の規定は、常時必要な指導を行い得る体制をとることにより積極的に入所者の生活の向上を図ることを趣旨とするものである。

なお、相談に当たっては、運営規程に従うべきことはもちろんであるが、さらに入所者の年齢、性別、性格、生活歴及び心身の状況等を考慮して個別的なサービスの提供に関する方針を定めることが適当であること。

- (2) 同条第2項は、軽費老人ホームは、要介護認定に係る申請や証明書の交付等、入所者が必要とする手続等について、入所者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、必要な支援を行わなければならないこととしたものである。特に金銭にかかるものについては、書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後は、その都度本人に確認を得るものとする。併せてこれらについては、その経過を記録しておくものとする。
- (3) 同条第3項は、軽費老人ホームは、入所者の家族に対し、当該施設の会報の送付、当該施設が実施する行事への参加の呼びかけ等によって入所者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。また、入所者と家族の面会の場所や時間等についても、入所者やその家族の利便に配慮したものとする。
- (4) 同条第4項は、軽費老人ホームは、入所者の生活を当該施設内で 完結させてしまうことのないよう、入所者の希望や心身の状況を踏 まえながら、買物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地 域の行事への参加、友人宅の訪問、散歩など、入所者に多様な外出 の機会を確保するよう努めなければならないこととするものであ る
- (5) 同条第5項において「2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供するなどの適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならない。」と規定されているが、この規定において2日に1回とあるのは、軽費老人ホームにおける入浴回数の最低限度を定めたものである。このため入所者及びその家族の希望や入所者の心身の状況に応じて、2日に1回以上の適正な回数が実施されるよう努めなければならない。

(居宅サービス等の利用)

第20 条例第20条は、軽費老人ホームは、入所者が要介護状態又は要支援状態となった場合に、入所者が必要とする介護保険サービスを円滑に受けることができるよう、入所者に対し、近隣の居宅介護支援事業

とができるよう、必要な援助を行わなければならない。

(健康管理)

- 第21条 軽費老人ホームは、入所者について、定期的に健康診断を受ける 機会を提供しなければならない。
- 2 軽費老人ホームは、入所者の健康保持のための適切な措置を講じるよ う努めなければならない。

(施設長の青務)

- 第22条 施設長は、軽費老人ホームの職員の管理及び業務の実施状況の把 握その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 施設長は、職員に第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次 条から第34条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うも のとする。

(生活相談員の責務)

- 第23条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとと ければならない。
- (1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介 護予防サービス計画(介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予 防サービス計画をいう。)の作成等に資するため、居宅介護支援事業 又は介護予防支援事業(同項に規定する介護予防支援事業をいう。) を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医 療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- (2) 第31条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録を行う
- (3) 第33条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措 置についての記録を行うこと。

(勤務体制の確保等)

- 第24条 軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供するこ とができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 前項の規定により職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が 安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供する ことができるよう配慮しなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会 を確保しなければならない。
- 4 軽費老人ホームは、職員(看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支 援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知

(生活相談員の業務に関する特例)

もに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わな | 第7条 生活相談員が置かれていない軽費老人ホームにあっては、介護 職員は、条例第23条各号に掲げる業務を行わなければならない。

者や居宅サービス事業所に関する情報提供を行うなど、必要な措置を 行わなければならないことを規定したものである。

(健康管理)

- 第21 条例第21条に定める軽費老人ホームの健康管理については、次の 点に留意するものとする。
 - (1) 軽費老人ホームは、入所者の健康管理に努めること。
- (2) 職員については、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号) 又は地方公共団体の実施する方法に従って健康診断を行うこと。
- (3) 定期的に調理に従事する職員の検便を行うこと。

(施設長の責務)

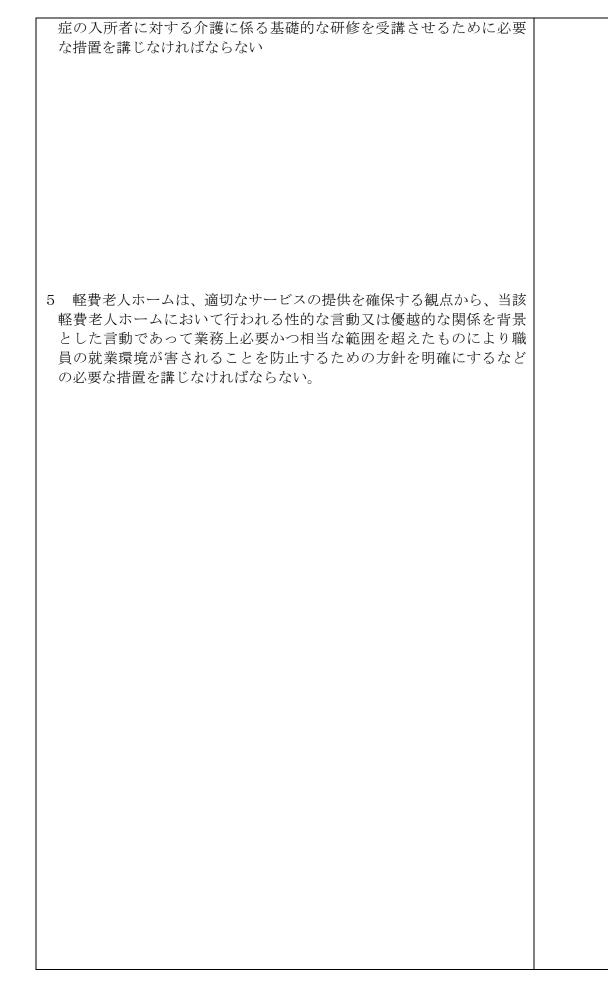
第22 条例第22条は、軽費老人ホームの施設長の責務を、入所者本位の サービス提供を行うため、入所者へのサービス提供の場面等で生じる 事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的 に行うとともに、従業者に運営に関する基準の規定を遵守させるため 必要な指揮命令を行うこととしたものである。

(生活相談員の青務)

- 第23 条例第23条に定める軽費老人ホームの生活相談員の責務について は、次のとおりとする。
 - (1) 同条は、軽費老人ホームの生活相談員の責務を定めたものであ る。生活相談員は、入所者に提供するサービスに関する計画に基づ いた支援が行われるよう、必要に応じ、当該軽費老人ホームの職員 の業務について調整を行うとともに、施設外の保健福祉サービスを 行う者や市町村等、必要な機関との調整を行うことを基本とし、そ の上で、同条第1号から第3号までに掲げる業務を行うものであ
 - (2) 規則第7条の「生活相談員が置かれていない軽費老人ホーム」と は、規則第3条第6項の規定を適用した場合を指すものである。

(勤務体制の確保等)

- 第24 条例第24条は、入所者に対する適切なサービスの提供を確保する ため、軽費老人ホームの職員の勤務体制等について規定したものであ るが、このほか、次の点に留意するものとする。
- (1) 同条第1項は、軽費老人ホームごとに、原則として月ごとに勤務 表を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談 員及び介護職員等の配置、施設長との兼務関係等を明確にすること を定めたものであること。
- (2) 同条第2項は、職員の勤務体制を定めるに当たっては、条例第 17条第1項のサービスの提供の方針を踏まえ、可能な限り継続性を 重視し、個別ケアの視点に立ったサービスの提供を行われなければ ならないこととしたものである。
- (3) 同条第3項は、当該軽費老人ホームの職員の資質の向上を図るた め、研修機関が実施する研 修や当該施設内の研修への参加の機会 を計画的に確保することとしたものであること。 また、同条第4項は、軽費老人ホームに、入所者に対する処遇に



直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、入所者に対する処遇に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体のケアを行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。

当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等に おいて、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している 者とすることとし、具体的には、同条第4項において規定されてい る看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修 了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加 え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・ 二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法 士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養 士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。

- (4) 同条第5項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47 年法律第113 号)第11 条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41 年法律第132 号)第30 条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という。)の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、入所者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。
- ① 事業主が講ずべき措置の具体的内容

事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18 年厚生労働省告示第615 号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。

ア 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発すること。

イ 相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知すること。

なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確 化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推 進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24 号)附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的 な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関す (業務継続計画の策定等)

- 第24条の2 軽費老人ホームは、感染症及び非常災害の発生時において、 入所者に対しサービスの提供を継続的に実施するため及び非常の場合 における早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務 継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講 じなければならない。
- 2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

る法律第30条の2第1項の規定により、中小企業(医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5000万円いか又は常時使用する職員の数が100人以下の企業)は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。

② 事業主が講じることが望ましい取組について

パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑 行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用 管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談 に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への 配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に 対して1人で対応させない等)及び③被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取 組)が規定されている。福祉・介護現場では特に、入所者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められている ことから、①の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場に おけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け) 研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望まし い。

(業務継続計画の策定等)

第25 条例第24条の2は、軽費老人ホームは、感染症や災害が発生した場合にあっても、入所者が継続してケアを受けられるよう、軽費老人ホームの事業を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、軽費老人ホームに対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施しなければならないこととしたものである。

- (1) 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、条例第24 条の2に基づき施設に実施が求められるものであるが、他の社会福 祉施設・事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、 感染症や災害が発生した場合には、職員が連携し取り組むことが求 められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての職員 が参加できるようにすることが望ましい。
- (2) 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照するものとする。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。
- ① 感染症に係る業務継続計画

ア 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の 実施、備蓄品の確保等)

(定員の遵守)

第25条 軽費老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させて はならない。ただし、災害があった場合、虐待を受けた者を入所させよ うとする場合その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでな い。

(衛生管理等)

第26条 軽費老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用 に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講 じなければならない。

イ 初動対応

- ウ 感染拡大防止体制の確立 (保健所との連携、濃厚接触者への対 応、関係者との情報共有等)
- ② 災害に係る業務継続計画
- ア 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフ ラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
- イ 緊急時の対応 (業務継続計画発動基準、対応体制等)
- ウ 他施設及び地域との連携
- (3) 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年2回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施すること。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

(4) 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年2回以上)に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上 及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが 適切である。

(衛生管理等)

第26 条例第26条に定める軽費老人ホームの衛生管理等については、次の点に留意するものとする。

- (1) 同条第1項は、軽費老人ホームの必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。
- ① 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233号)等関係法規に基づいて行われなければならないこと。 なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行わなければならないこと。
- ② 水道法(昭和32年法律第177号)の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講ずること。
- ③ 常に施設内外を清潔に保つとともに、年1回以上大掃除を行うこと。
- ④ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必

2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が 発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければな | 第8条 条例第26条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とす らない。

(感染症及び食中毒の予防等のための措置)

る。

(1) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延 の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用し て開催することができるものとする。)をおおむね3月に1回以上 開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対 し、周知徹底を図ること。

(2) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延 の防止のための指針を整備すること。

要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連 携を保つこと。

- ⑤ ④において、特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染 症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を 防止するための措置について、厚生労働省及び県の通知等に基づ き、適切な措置を講じること。
- ⑥ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。
- (2) 同条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延し ないように講ずるべき措置については、具体的には次の取扱いとす るものとする。
- ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討 する委員会

規則第8条第1号に規定する委員会(以下「感染対策委員会」 という。)は、幅広い職種(例えば、施設長、事務長、介護職 員、栄養士、生活相談員、施設外の感染管理等の専門家など)に より構成するものとする。構成メンバーの責務及び役割分担を明 確にするとともに、感染対策を担当する者(以下「感染対策担当 者」という。)を決めておくことが必要である。なお、同一施設 内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の 兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支え ない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事してお り、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者 としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任す

(※) 身体拘束等適正化担当者、縟瘡予防対策担当者(看護師が 望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事 故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施す るための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための 措置を適切に実施するための担当者

感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おお むね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行 する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。

また、感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うこ とができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働 省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのた めのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に 関するガイドライン」等を遵守すること。

なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会 と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、 取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設 置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支え ないものとする。

また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用 することが望ましい。

② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 当該施設における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止 のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する ものとする。

平常時の対策としては、施設内の衛生管理(環境の整備、排泄

(協力医療機関等) 第27条 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらか じめ、特定の医療機関との間で、入所者への医療の提供に関し当該医療 機関の協力を得ることについて合意しておかなければならない。

(3) 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号。以下「省令」という。)第26条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

物の処理、血液・体液の処理等)、日常のケアにかかる感染対策 (標準的な予防策 (例えば、血液・体液・分泌液・排泄物 (便など に触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなど の取り決め)、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項 目)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関 との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。

また、発生時における施設内の連絡体制や関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。

なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場 における感染対策の手引き」を参照するものとする。

③ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修介護職員その他の職員に対する「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、年2回以上の定期的な教育を実施するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容については、記録することが必要である。

なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向 け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、施設 内での職員研修で差し支えないものとする。

また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、業務の受託者に対しても、施設の指針を周知する必要がある。

④ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練

平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年2回以上)に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上 及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施すること が適切である。

⑤ 施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症や既往症であることが確認された場合であっても、一定の場合を除き、サービス提供を断る正当な理由には当たらないものである。こうした者が入所する場合には、感染対策担当者は、介護職員その他の職員に対し、当該感染症に関する知識、対応等について周知することが必要である。

(協力医療機関等)

第27 条例第27条は、軽費老人ホームの入所者の病状の急変時等に対応するための協力医療機関をあらかじめ定めておくこと、新興感染症の

- 2 軽費老人ホームは、前項の規定による合意をするに当たっては、次に 掲げる要件を満たす医療機関との間で、合意するよう努めなければなら ない。
- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該軽費老人ホームから入所者のための診療を求められた場合に おいて診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 軽費老人ホームは、第1項の規定により合意した医療機関(以下「協力医療機関」という。)との間で、1年に1回以上、入所者の病状が急変した場合等における対応方法を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
- 4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、軽費老人ホームにおいて新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)が発生した場合等における対応方法について取り決めるよう努めなければならない。
- 5 軽費老人ホームは、協力医療機関が、第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、軽費老人ホームにおいて新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。
- 6 軽費老人ホームは、協力医療機関その他の医療機関に入院した入所者 が、退院が可能となった場合においては、当該軽費老人ホームに速やか に入所することができるよう努めなければならない。

<u>診療等を行う医療機関と新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めること、歯科医療の確保の観点からあらかじめ特定の歯科</u> 医療機関を定めておくよう努めること等を規定したものであること。

軽費老人ホームは、入所者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、特定の医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくものとする。

協力医療機関及び特定の歯科医療機関は、軽費老人ホームから近距離にあることが望ましい。

(1) 協力医療機関との連携(第2項)

軽費老人ホームの入所者の病状の急変時等に、相談対応や診療を 行う体制を常時確保した協力医療機関を定めるよう努めなければな らない。

連携する医療機関は、在宅療養支援病院や在宅療養支援診療所、 地域包括ケア病棟(200床未満)を持つ医療機関等の在宅医療を支援 する地域の医療機関(以下「在宅療養支援病院等」という。)と連 携を行うことが想定される。なお、令和6年度診療報酬改定におい て新設される地域包括医療病棟を持つ医療機関は、前述の在宅療養 支援病院等を除き、連携の対象として想定される医療機関には含 まれないため留意すること。

(2) 協力医療機関との連携に係る届け出(第3項)

協力医療機関と実効性のある連携体制を確保する観点から、年に 1回以上、協力医療機関と入所者の急変時等における対応を確認 し、当該医療機関の名称や当該医療機関との取り決めの内容等を都 道府県に届け出ることを義務づけたものである。届出については、 別紙様式1によるものとする。協力医療機関の名称や契約内容の変 更あった場合には、速やかに都道府県知事に届け出ること。

(3) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携(第4項) 軽費老人ホームの入所者における新興感染症の発生時等に、感染 者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、 感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関である病 院又は診療所との新興感染症発生時等における対応を取り決めるよ う努めることとしたものである。

取り決めの内容としては、流行初期期間経過後(新興感染症の発生の公表後4か月程度から6カ月程度経過後)において、軽費老人ホームの入所者が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の要否の判断、入院調整等を行うことが想定される。なお、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではない。

- (4) 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合(第5項) 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、条例第 27条第3項で定められた入所者の急変時等における対応の確認と合 わせ、当該協力機関との間で、新興感染症の発生時等における対応 について協議を行うことを義務付けるものである。協議の結果、当 該協力医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応の取り決めが なされない場合も考えられるが、協力医療機関のように日頃から連 携のある第二種協定指定医療機関と取り決めを行うことが望まし い。
- (5) 医療機関に入院した入所者の退院後の受け入れ(第6項) 「速やかに入所することができるよう努めなければならない」と

7 軽費老人ホームは、あらかじめ、特定の歯科医療機関との間で、入所者への歯科医療の提供に関し当該歯科医療機関の協力を得ることについて合意しておくよう努めなければならない。

(重要事項の掲示)

- 第28条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営 規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他の入所者 のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければな らない。
- 2 軽費老人ホームは、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該軽 費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧さ せることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 軽費老人ホームは、原則として、第1項に規定する重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない。

(秘密保持等)

- 第29条 軽費老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 軽費老人ホームは、その職員であった者が、正当な理由がなく、前項 の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第30条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームについて広告をする場合

は、必ずしも退院後に再入所を希望する入所者のために常に居室を 確保しておくということではなく、できる限り円滑に再入所できる よう努めなければならないということである。

(重要事項の掲示)

第28 条例第28条に定める軽費老人ホームの重要事項の掲示等について は、次のとおりとする。

- (1) 同条第1項は、軽費老人ホームは、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料等の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を軽費老人ホームの見やすい場所に掲示することを規定したものである。また、同条第3項は、軽費老人ホームは、原則として、重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供することを規定したものであるが、これは、法人のホームページ等に掲載することをいう。なお、軽費老人ホームは、重要事項の掲示及びこれをインターネットを利用して公衆の閲覧に供するにあたり、次に掲げる点に留意する必要がある。
- ① 施設の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき入所申込者、 入所者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。
- ② 職員の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、職員の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。
- ③ 自ら管理するホームページ等を有さず、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することが過重な負担となる場合は、これを行わないことができること。なお、その場合も同条第1項の規定による掲示は行う必要があるが、これを同条第2項や規則第11条第1項の規定による措置に代えることができること。
- (2) 条例第28条第2項は、重要事項を記載したファイル等を入所申込者、入所者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該軽費老人ホーム内に備え付けることで同条第1項の掲示に代えることができることを規定したものである。

(秘密保持等)

<u>第29</u> 条例第29条に定める軽費老人ホームの秘密保持等については、次のとおりとする。

- (1) 同条第1項は、軽費老人ホームの職員に、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。
- (2) 同条第2項は、軽費老人ホームに対して、過去に当該軽費老人ホームの職員であった者が、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの職員が、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。

は、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(苦情解決)

第31条 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関する入所者又はそ の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける ための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容 等を記録しなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関し、県から指導又は助 言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなけれ
- 4 軽費老人ホームは、県からの求めがあった場合には、前項の改善の内 容を県に報告しなければならない。
- 5 軽費老人ホームは、社会福祉法第85条第1項の規定により同法第83条 に規定する運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければ ならない。

(地域との連携等)

- 第32条 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民と協力し、 その自発的活動と連携することなどにより、地域との交流を図らなけれ ばならない。
- 2 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、提供したサービスに関す る入所者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する事業その 他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 則で定める措置を講じなければならない。
- 2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により事故が発生 (1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記し

(事故発生等の防止のための措置)

- 第33条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規|第9条 条例第 33 条第1項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とす|<mark>第32</mark> 条例第33条及び規則第9条に定める軽費老人ホームの事故発生の

(苦情解決)

- 第30 条例第31条に定める軽費老人ホームの苦情解決については、次の とおりとする。
 - (1) 同条第1項に定める「必要な措置」とは、苦情を受け付けるため の窓口を設置することのほか、相談窓口、苦情解決の体制及び手順 等当該施設における苦情を解決するために講ずる措置の概要につい て明らかにし、これを入所者又はその家族にサービスの内容を説明 する文書に記載するとともに、施設に掲示し、かつ、インターネッ トを利用して公衆の閲覧に供すること等をいう。

なお、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する取扱いは、 第28の第1号に準ずるものとする。

(2) 同条第2項は、苦情に対し軽費老人ホームが組織として迅速かつ 適切に対応するため、当該苦情(軽費老人ホームの提供するサービ スとは関係のないものを除く。) の受付日、内容等を記録すること を義務づけたものである。

また、軽費老人ホームは、苦情がサービスの質の向上を図る上で の重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービ スの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。

なお、条例第9条第2項の規定に基づき、苦情の内容等の記録 は、5年間保存しなければならないものとする。

(3) (1)・(2)のほか、苦情解決にあたっては、第三者委員会を設置 し、活用に努めるとともに、苦情の解決結果については個人情報を 除いて「事業報告書」や「広報誌」等にその実績を掲載し公表する よう努めること。なお、苦情解決については、「社会福祉事業の経 営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針につい て」(平成12年6月7日付厚生省局長通知)が定められていること から、参考にされたい。

(地域との連携等)

- 第31 条例第32条に定める軽費老人ホームの地域との連携等について は、次のとおりとする。
 - (1) 同条第1項は、軽費者人ホームが地域に開かれたものとして運営 されるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を 行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものであ
 - (2) 同条第2項は、条例第2条第3項の趣旨に基づき、介護サービス 相談員を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めるこ とを規定したものである。

なお、条例第32条第2項に定める「市町村が実施する事業」に は、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラ ブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含ま れるものである。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 防止及び発生時の対応については、次のとおりとする。
- (1) 事故発生の防止のための指針

した場合は、速やかに県、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要 な措置を講じなければならない。

- 3 軽費老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置に ついて記録しなければならない。
- 4 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、その旨の報告がされ、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

規則第9条第1号に定める「事故発生の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- ① 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方
- ② 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項
- ③ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針
- ④ 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護 事故が発生しそうになった場合(ヒヤリ・ハット事例)及び現状 を放置しておくと介護事故に結びつく可能性が高いもの(以下 「介護事故等」という。)の報告方法等の介護に係る安全の確保 を目的とした改善のための方策に関する基本方針
- ⑤ 介護事故等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦ その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針
- (2) 事実の報告及びその分析を通じた改善策の職員に対する周知徹底 同条第2号に定める「職員に周知徹底する体制」は、具体的には次のようなことを想定しているものである。
- ① 介護事故等について報告するための様式を整備すること。
- ② 介護職員その他の職員は、介護事故等の発生又は発見ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、介護事故等について報告すること。
- ③ (3)の事故発生の防止のための委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。
- ④ 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析 し、介護事故等の発生原因、結果等をとりまとめ、 防止策を検討 すること。
- ⑤ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。
- ⑤ 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。 なお、軽費老人ホームが、報告、改善のための方策を定め、周 知徹底する目的は、介護事故等について、施設全体で情報共有 し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の 懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要であ
- (3) 事故発生の防止のための委員会

軽費老人ホームにおける事故発生の防止のための検討委員会(以下「事故防止検討委員会」という。)は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種(例えば、施設長、事務長、介護職員、生活相談員、施設外の安全対策の専門家など)により構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすることが必要である。

事故防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立 して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う 事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している 場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えないものとす

して積極的に活用することが望ましい。 (4) 事故発生の防止のための職員に対する研修 管理の徹底を行うものとする。 研修を実施することが重要である。 (4) 前3号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者 (5) 事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者 を置くこと。 任すること。 切に実施するための担当者 (6) 損害賠償 は賠償資力を有することが望ましい。 (虐待の防止のための措置) (虐待の防止) (虐待の防止) 第34条 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規 │ 第 10 条 条例第 34 条の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。 則で定める措置を講じなければならない。 とする。 虐待の未然防止

る。事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが 望ましい。

また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員と

介護職員その他の職員に対する事故発生の防止のための研修の内 容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓 発するとともに、当該軽費老人ホームにおける指針に基づき、安全

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該軽費老人ホー ムが指針に基づいた研修プログラムを作成し、年2回以上の定期的 な教育を実施するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の

また、研修の実施内容については、記録することが必要である。 なお、研修の実施は、施設内での職員研修で差し支えないものと

軽費老人ホームにおける事故発生を防止するための体制として、 (1)から(4)までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置く ことが必要である。当該担当者としては、事故防止検討委員会にお いて安全対策を担当する者と同一の職員が務めることが望ましい。 なお、同一施設内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等と の担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなけれ ば差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従 事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各 担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選

(※) 身体拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望 ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の 発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するため の担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適

軽費老人ホームは、賠償すべき事態となった場合には、速やかに 賠償しなければならない。そのため、損害賠償保険への加入若しく

第33 条例第34条は虐待の防止に関する事項について規定したものであ る。虐待は、高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影 響を及ぼす可能性が極めて高く、軽費老人ホームは虐待の防止のため に必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための 対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高 齢者の養護者に対する支援等に関する法律」 (平成17 年法律第124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。) に規定されているところで あり、その実効性を高め、入所者の尊厳の保持・人格の尊重が達成さ れるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるもの (1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する 委員会(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものと する。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に 周知徹底を図ること。

軽費老人ホームは高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながら入所者のケアにあたる必要があり、第2条の基本方針に位置付けられているとおり、研修等を通じて、職員にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、職員が高齢者虐待防止法等に規定する養介護施設の職員としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。

・虐待等の早期発見

軽費老人ホームの職員は、虐待等を発見しやすい立場にあることから、虐待等を早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましい。また、入所者及びその家族からの虐待等に係る相談、入所者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。

・虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、軽費老人ホームは当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。

以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が 発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を 実施するものとする。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(規則第10条第1号)

「虐待の防止のための対策を検討する委員会」(以下「虐待防止検討委員会」という。)は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、施設長を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、施設外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、 複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、 一概に職員に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状 況に応じて慎重に対応することが重要である。

なお、虐待防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、施設に実施が求められるものであるが、他の社会福祉施設・事業所との連携等により行うことも差し支えない。

また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について 検討することとする。その際、そこで得た結果(施設における虐 待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、職員に周知徹底を 図る必要がある。

ア 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること

	に関すること
(2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。	② 虐待の防止のための指針(規則第10条第2号) 軽費老人ホームが整備する「虐待の防止のための指針」には、 次のような項目を盛り込むこととする。 ア 施設における虐待の防止に関する基本的考え方 イ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
	エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 カ 成年後見制度の利用支援に関する事項 キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ク 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項
(3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。	③ 虐待の防止のための職員に対する研修(規則第10条第3号) 職員に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該軽費老人ホームにおける指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該軽費老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年2回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 研修の実施は、施設内での研修で差し支えない。
(4) 前3号に掲げる措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くこと。	 ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(規則第10条第4号) 軽費老人ホームにおける虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の職員が務めることが望ましい。なお、同一施設内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 (※) 身体拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための
29	

イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

適切に行われるための方法に関すること

再発の確実な防止策に関すること

エ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する

オ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ

カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる

キ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価

第3章 雑則

(補則)

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項|第 11 条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類|<mark>第34</mark> 規則第11条に定める電磁的記録等については、次のとおりとす は、規則で定める。

(電磁的記録等)

- するもののうち、条例及びこの規則の規定において書面(書面、書 類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知 覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物 をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されており、又 は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に 代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。
- 2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結そ の他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)の うち、条例及びこの規則の規定において書面で行うことが規定されて おり、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を 得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人 の知覚によって認識することができない方法をいう。) によることがで きる。

措置を適切に実施するための担当者

第7章 雑則

(電磁的記録等について)

- (1) 同条第1項は、軽費老人ホーム及び軽費老人ホームにおいて入所 者の処遇に携わる者(以下「施設等」という。)の書面の保存等に 係る負担の軽減を図るため、施設等は、条例及び規則で規定する書 面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる こととしたものである。
 - ① 電磁的記録による作成は、施設等の使用に係る電子計算機に備 えられたファイルに記録する方法または規則第4条第1項第2号 の電磁的記録媒体(以下「電磁的記録媒体」という。)

をもって調製する方法によること。

- ② 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に 備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファ イルにより保存する方法
- イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってで きた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられ たファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルによ り保存する方法
- ③ その他、規則第11条第1項において電磁的記録により行うこと ができるとされているものは、①及び②に準じた方法によるこ
- ④ また、電磁的記録により行う場合は、「医療・介護関係事業者 における個人情報の適切な取扱のためのガイダンス」及び「医療 情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守するこ
- (2) 同条第2項は、入所者及びその家族等(以下「入所者等」とい う。)の利便性向上並びに施設等の業務負担軽減等の観点から、施 設等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等 (交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをい う。) について、事前に入所者等の承諾を得た上で、次に掲げる電 磁的方法によることができることとしたものである。
- ① 電磁的方法による交付は、規則第4条の規定に準じた方法によ ること。
- ② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより入所者等が 同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印に ついてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業 省) 」を参考にすること。
- ③ 電磁的方法による締結は、入所者等・施設等の間の契約関係を 明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代え て、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印につ いてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業 省) / を参考にすること。
- ④ その他、規則第11条第2項において電磁的方法によることがで

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 平成20年6月1日前から引き続き存する軽費老人ホームであって規一1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。 則で定めるものに係る設備及び運営の基準は、この条例の規定にかかわ らず、規則で定める。
- 3 4 略

附則

(施行期日)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。(後略) (経過措置)
- 2から4 略

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。 (虐待の防止に係る経過措置)
- 2·3·5 略

<u>附 則</u>

(施行期日)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、条例第28条 に1項を加える改正規定は令和7年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。 (施行期日)

(軽費老人ホームA型に関する経過措置)

- 2 条例附則第2項の規則で定める軽費老人ホームは、省令附則第2条 第1号に規定する軽費老人ホームA型として知事が指定した軽費老人 ホーム(以下「軽費老人ホームA型」という。)とする。
- 3 条例附則第2項の規定により定める軽費老人ホームA型の設備及び 運営の基準は、次項から附則第24項までに定めるところによる。
- 4 軽費老人ホームA型は、無料又は低額な料金で、高齢等のため独立 して生活するには不安が認められる者を入所させ、食事の提供、入浴 等の準備、相談及び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与その他 の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生 き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければな
- 5 軽費老人ホームA型は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその 者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならな
- 6 軽費老人ホームA型は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営 を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切 なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進する ことを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サ ービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 7 軽費老人ホームA型は、入所者に対する虐待の防止及び差別の禁止 その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その 職員に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない (規模)
- 8 軽費老人ホームA型は、50人以上の人員を入所させることができる 規模を有しなければならない。 (設備)
- 9 軽費老人ホームA型には、次に掲げる設備を設けなければならな い。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該 軽費老人ホームA型の効果的な運営を期待することができる場合であ って、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を 設けないことができる。
- (1) 居室
- (2) 談話室、娯楽室又は集会室

きるとされているものは、①から③までに準じた方法によるこ と。ただし、条例、規則又は要綱の規定により電磁的方法の定め があるものについては、当該定めに従うこと。

⑤ また、電磁的方法による場合は、「医療・介護関係事業者にお ける個人情報の適切な取扱のためのガイダンス」及び「医療情報 システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

第8章 経過的軽費老人ホーム

(附則の趣旨)

第35 規則附則の基準は、条例及び規則施行の際、現に存する軽費老人 ホームのうち、軽費老人ホームA型として、知事により指定を受けた ものに限り、当該施設の建替えまでの間適用するものである。

第9章 軽費老人ホームA型

(軽費老人ホームA型の基本方針)

第36 規則附則第4項から第7項は、軽費老人ホームA型の基本方針に ついて規定したものである。

(軽費老人ホームA型の設備の基準)

- 第37 規則附則第9項及び第10項に定める軽費老人ホームのA型の設備 の基準については、次のとおりとする。
- (1) 第10(1)から(3) は、軽費老人ホームA型について準用するもの とする。この場合において、「軽費老人ホーム」とあるのは「軽費 老人ホームA型」と、「第10条第1項ただし書」とあるのは「規則 附則第24項で準用する第10条第1項ただし書」と読み替えるものと
- (2) 医務室は、入院施設を有しない診療所として医療法(昭和23年法 律第205号)第7条第1項の規定に基づく知事の許可を得るものと
- (3) 職員室は、事務室等(入所者が日常継続的に使用する設備を除 く。)に、適切なスペースを確保することができれば足りるものと する。
- (4) 「面談室」は、談話室等に適切なスペースを確保することができ れば足りるものとする。

(軽費老人ホームA型の職員配置の基準)

- 第38 規則附則第11項に定める軽費老人ホームA型の職員配置の基準に ついては、次のとおりとする。
- (1) 職員については、適切な軽費老人ホームA型の運営が確保される よう、規則附則第11項に定めるところにより、それぞれ必要な職員 数を確保するものとする。
- (2) 第11(3)、(5)及び(8)は、軽費老人ホームA型について準用する ものとする。この場合において、「軽費老人ホーム」とあるのは 「軽費老人ホームA型」と、「同条第4項」とあるのは「規則附則 第18項」と、「同条第13項」とあるのは「規則附則第20項」と読み 替えるものとする。
- (3) 規則附則第11項の規定により置くべき職員数は、運営要綱に掲げ

- (3) 静養室
- (4) 食堂
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 調理室
- (10) 職員室
- (11) 面談室
- (12) 洗濯室又は洗濯場
- (13) 宿直室
- (14) 事務室その他運営上必要な設備
- 10 前項第1号、第5号、第8号及び第9号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。
- (1) 居室 次に定める基準
- ア 一の居室の定員は、原則として1人とすること。
- イ地階に設けてはならないこと。
- ウ 入所者1人当たりの床面積(収納設備に係る部分の面積を除く。)は、6.6平方メートル以上とすること。
- (2) 浴室 老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。
- (3) 医務室 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に 規定する診療所とすること。
- (4) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 (職員)
- 11 軽費老人ホームA型に置かなければならない職員は、次の各号に掲げる職員とし、その員数は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める員数とする。ただし、併設する特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。)の栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型(入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。)にあっては栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあっては調理員を置かないことができる。
- (1) 施設長 1
- (2) 生活相談員 常勤換算方法で、1以上
- (3) 介護職員 常勤換算方法で、4以上
- (4) 看護職員(看護師又は准看護師をいう。附則第13項及び第18項 において同じ。) 常勤換算方法で、1以上
- (5) 栄養士 1以上
- (6) 事務員 2以上
- (7) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (8) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームA型の実情に応じた適 当数
- 12 前項第2号の生活相談員のうち1人は、主任生活相談員としなければならない。ただし、他の社会福祉施設等に併設されていない軽費者

るとおりとなるので、参考とするものとする。

(軽費老人ホームA型の利用料等の受領)

- 第39 規則附則第24項で準用する条例第16条に定める軽費老人ホームA型が受けることができる利用料については次のとおりとする。
- (1) 軽費老人ホームA型が入所者から受けることができる利用料の支払については、次に掲げる費用に係るものとする。
- ① サービスの提供に要する費用(入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定める額に限る。)
- ② 生活費(食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。)
- ③ 居室に係る光熱水費
- ④ 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの
- (2) 規則第5条第2項及び第3項の規定は軽費老人ホームA型について準用する。この場合において規則第5条第2項中「第1項第2号」とあるのは、「長野県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する要綱(以下「基準要綱」という。)第39の(1)②」と、同条第3項中「条例第16条第2項」とあるのは、「規則附則第24項で準用する条例第1条第2項」と、「第1項各号」とあるのは、「基準要綱第39(1)①から⑤」と、「同条第2項」とあるのは、「規則附則第24項で準用する条例第16条第2項」と読み替えるものとする。
- (3) 軽費老人ホームのA型の利用料等の受領については、次のとおりとする。
- ① 入所者1人1か月当たりの基本利用料は、基準要綱第39(1)①及び②の合算額以下とする。
- ② 第16(2)及び(3)は、軽費老人ホームA型について準用するものとする。
- この場合において、第16(2)中「同項第1号」とあるのは「第39(1) ①」と、同(3)中「同項第2号」とあるのは「第39(1) ②」と、同(3)中「同条第2項」とあるのは、「第39(2)で準用する規則第5条第2項」と読み替えるものとする。
- ③ 基準要綱第39(1)④に定める「入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用」とは、軽費老人ホームとして行うサービス以外の一時的疾病時における深夜介護に要する費用(特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームを除く。)及びクラブ活動費等入所者個人に負担を求めることが適当と認められる趣味・娯楽等に要する費用をいうものであり、次のような費用は含まないものとする。
 - a 「共益費」などのあいまいな名目の費用
 - b 基準要綱第39(1)①から③に該当する費用
 - c 新規入所の際に、敷金、礼金、保証金等の名目で徴収する 費用

(軽費老人ホームA型の生活相談員の責務)

第40 軽費老人ホームA型の生活相談員の責務について、第23(1)は、軽費老人ホームA型について準用するものとする。

人ホームA型にあっては、この限りでない。

- 13 附則第11項第3号の介護職員のうち1人は、主任介護職員としなければならない。
- 14 附則第11項第2号から第4号までの規定にかかわらず、第3条第1項第3号のアに規定する指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームA型に置くべき生活相談員、介護職員及び看護職員の数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。
- (1) 生活相談員 零以上
- (2) 介護職員 次に定める員数
- ア 一般入所者の数が 20 以下の軽費老人ホームA型にあっては、常 勤換算方法で、1 以上
- イ 一般入所者の数が 20 を超えて 30 以下の軽費老人ホームA型に あっては、常勤換算方法で、2以上
- ウ 一般入所者の数が 30 を超えて 40 以下の軽費老人ホームA型に あっては、常勤換算方法で、3 以上
- エ 一般入所者の数が 40 を超える軽費老人ホームA型にあっては、 常勤換算方法で、4以上
- (3) 看護職員 1以上
- 15 前項の軽費老人ホームA型のうち一般入所者の数が 40 を超えるもの の前項第2号の介護職員のうち1人以上は、主任介護職員としなけれ ばならない。
- 16 附則第11項及び前2項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、再開の場合は、推定数による。
- 17 附則第11項及び第14項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれ の勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームA型において常勤の職員 が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方 法をいう。
- 18 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。 ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、他の 事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 19 次に掲げる者は、常勤の者でなければならない。
- (1) 生活相談員のうち1人以上(主任生活相談員を置かなければならない場合にあっては、主任生活相談員)
- (2) 看護職員のうち1人以上
- (3) 事務員のうち1人以上
- (4) 主任介護職員
- (5) 栄養士
- 20 軽費老人ホームA型は、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせなければならない。

(健康管理)

21 軽費老人ホームA型は、入所者について、その入所時及び毎年定期 に2回以上健康診断を行わなければならない。

(主任生活相談員の責務)

22 主任生活相談員は、附則第 24 項において準用する条例第 23 条に規 定する業務のほか、軽費老人ホームA型への入所に際しての調整、他 の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行わなければならな この場合において、「同条」とあるのは「規則附則第24項で準用する条例第23条」と読み替えるものとする。

(附則)

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

23 次項において準用する条例第23条及び前項の規定にかかわらず、主 任生活相談員が置かれていない軽費老人ホームA型にあっては生活相 談員又は主任介護職員が、生活相談員及び主任介護職員が置かれてい ない軽費老人ホームA型にあっては介護職員が、これらの規定に規定 する業務を行わなければならない。 (準用) 24 条例第3条から第9条まで、第10条第1項、第12条から第20条ま で及び第22条から第34条まで並びにこの規則第5条及び第11条の規 定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、条 例第22条第2項中「第7条から第9条まで、第12条から前条」とあ るのは、「軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則 附則第21項から第23項まで並びに第24項において準用する第7条か ら第9条まで、第12条から第20条」と読み替えるものとする。 附 則(平成28年3月31日規則第21号抄) (施行期日) 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。 附 則 (平成 30 年 3 月 29 日規則第 20 号) (施行期日) 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。 2·3 (略) 附 則(令和3年4月1日規則第75号) 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。 ただし書き略 附 則(令和6年4月1日規則第36号) (施行期日) この規則は、令和6年4月1日から施行する。